

○第117回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成26年12月3日（水）14：00～15：55

議事概要：

（１）農薬（１－ナフタレン酢酸）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.15 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.15 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、みかん、メロン等に使用します。今回、かぼちゃへの適用拡大申請がされています。

（２）農薬（ジフェノコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0096 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、りんご、なし、トマト等に使用します。今回、チコリ、とうがらし等へのインポートトレランス申請がされています。

（３）農薬（フルキサピロキサド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.021 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、芝に使用します。今回、いちご及びブルーベリー等へのインポートトレランス申請がされています。

（４）農薬（アセタミプリド）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、ばれいしょ、トマト等に使用します。今回、かんしょ、にんじん等への適用拡大申請がされています。また、はちみつへの残留基準の設定が要請されています。

（５）農薬（キンクロラック）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、回答（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、なたね、ごま種子等へのインポ

ートトレランス申請がされています。また、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（６）農薬（シモキサニル）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、ばれいしょ、はくさい等に使用します。今回、レタス、ホップ等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（７）農薬（セダキサン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。今回、ばれいしょへのインポートトレランス申請がされています。

（８）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

①クロルプロファム

・評価第二部会において調査審議することとなった。

*除草剤・成長調整剤で、小麦、大麦等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。